

## 翻訳

# 契約債務に適用される 法に関する 欧州議会及び理事会規則 (Rome I) (最終草案全文訳)

一橋大学大学院 教授  
イングランド弁護士  
杉浦保友

70年一橋大学法学部卒業。三井物産法務部門で、30年以上、主として海外企業法務を担当。ロンドン駐在中、英国 College of Law で学ぶ。01年1月 Solicitor (England & Wales) として、弁護士登録。03年4月一橋大学大学院教授。専攻は、国際取引法、企業法務、英国ビジネス法。

注1 OJC 318, 23.12.2006,56 頁

注2 2007年11月29日の欧州議会の意見（官報に未掲載）及び理事会決議…

注3 OJ 12, 15.1.2001,1 頁

欧州議会及び欧州連合の理事会は、

欧州共同体設立条約、特にその第61条(c)及び第67条(5)の第2弾を考慮し、  
欧州委員会の提案を考慮し、

欧州経済・社会委員会の意見注1を考慮し、

共同体条約第251条に規定された手続に従って行動し注2、

本規則を採択した。

## 前 文

- (1) 共同体は自由、安全及び司法分野を維持及び発展させるという目標を自ら設定した。それらの分野を段階的に確立するため、域内市場が適切に機能するのに必要な範囲で国境を超えた影響がある私法分野での司法協力について措置を採ることである。
- (2) 共同体条約第65条(b)号により、これらの措置には法及び管轄権の抵触に関する加盟国で適用される規則の調和の推進が含まれる。
- (3) 1999年10月15日と16日にタンペールで開催された欧州理事会で、裁判所判決及びその他の決定の相互承認の原則は、私法事項における司法協力の基礎として認知され、欧州理事会及び欧州委員会に対しこの原則の履行措置計画を採択することを求めている。

注4 OJC 53, 3.3.2005, 1 頁  
注5 OJL 199, 31.7.2007, 40 頁

- (4) 2000年11月30日理事会は、民事及び商事事項の決定の相互承認原則の履行措置に関する欧州委員会・理事会共同計画を採択した注3。この計画は、判決の相互承認の推進と共に抵触法の調和に関する措置も規定している。
- (5) 2004年11月5日の欧州理事会で採択されたヘーグ計画注4は、契約債務に関する抵触法に関する作業（“Rome I”）を積極的に進めることを求めている。
- (6) 域内市場が適切に機能するには、訴訟の結果の予測可能性、適用法についての確実性及び判決の自由な移動の改善のためには、どの国の裁判所に提訴するかにかかわらず、加盟国の抵触法規則が同じ国の法律を選択するものである必要がある。
- (7) 本規則の実体的な範囲及び規定は、民事及び商事事項の判決の管轄、承認及び執行に関する2000年12月22日の理事会規則（EC）No.44/2001（“Brussels I”）、及び非契約債務への適用法に関する2007年7月11日の欧州議会及び理事会規則（EC）No.864/2007（Rome II）注5と整合性を保つものでなければならない。
- (8) 家族関係については、親子関係、婚姻関係、姻族関係及び傍系血族関係が含まれねばならない。婚姻及びその他家族関係と同じ効果となる関係についての第1条（2）の規定は、受訴裁判所所在地の加盟国の法に従って解釈されねばならない。
- (9) 為替手形、小切手及び約束手形その他の流通証券についての債務は、船荷証券上の債務が流通性から生じるものであるに限り、船荷証券を含むべきである。
- (10) 契約締結前の取引から生じる債務は、規則（EC）No.864/2007第12条で規定されている。従ってそのような債務は本規則の範囲から除外されている。
- (11) 当事者の適用法を選択する自由は、契約債務に関する抵触法規則の仕組みの基礎の一つであるべきである。



注6 OJL 145, 30.4.2004, 1 頁。この指令は最近指令 2007/44/EC (OJL247, 21.9.2007, 1 頁により改正されている。

- (12) 紛争解決のために、ある加盟国の一つ以上の裁判所又は審判所に排他的な管轄権を付与するという当事者間の合意は、法選択が明確に証明されたかを定めるために考慮すべき要素の一つである。
- (13) 本規則は、当事者が非国家法体系又は国際条約を契約の中に取り込むことを排除するものではない。
- (14) 適切な法的文書によって共同体が標準契約条件を含む実体契約法規則を採用する場合、その文書で当事者はこれらの規則の適用を選択することができるものと規定することができる。
- (15) 法の選択がなされたが、それ以外の関連要素の全てが法選択された国以外の他の国に存在する場合、法選択があったとしても、そのような他の国の、合意で免除できない法規の適用を妨げるものではない。これは、法の選択と裁判所若しくは審判所の選択が同時に行われたかどうかに関わりなく適用される。
- 契約債務の適用法に関する 1980 年条約 (“ローマ条約”) 第 3 条 (3) の根本的な改正が意図されたわけではないが、本規則の用語はできる限り規則 (E C) No.864/2007 第 14 条に合わせて解釈されるべきである。
- (16) 欧州の司法分野における法的確実性という本規則の一般目的に資するために、抵触法規則は、予測可能性が高いものでなければならない。しかし裁判所は状況に最も密接に関係している法を決定するために一定の裁量権を有するべきである。
- (17) 適用法選択がない場合の適用法に関連して、“サービスの提供”及び“物品売買”の概念は、物品売買及びサービスの提供が規則 (E C) No.44/2001 で規定されており、その第 5 条が適用されると場合と同じやり方で解釈がなされるべきである。フランチャイズと販売店契約についてはサービス契約であるが、特別ルールに従う。
- (18) 適用法選択がない場合の適用法に関連して、多角的システムとは、中心となる当事者に依存するかどうかにかかわらず、多角的金融証券市場に関する 2004 年 4 月 21 日の欧州議会と理事会指令 2004/39/EC 注6 の第 4 条に規定される規制市場や多角的取引所のように取引

が行われるシステムをいう。

- (19) 法選択がない場合、適用法は契約の種類に応じて規定されたルールに従い決定される。契約が典型契約でない場合又はその要素が典型契約複数にわたる場合、契約の特徴的な給付を行う当事者が常居所を有する国の法が準拠法である。複数の典型契約となりうる権利義務から構成される契約の場合、契約の特徴的な給付は、どれに重きを置くかを考慮して決定されるべきである。
- (20) 契約が第4条(1)又は(2)で示された国以外の他の国と明らかにより密接に関係している場合、救済条項として、その他の国の法が適用されると規定すべきである。そのような国となるかを決定するため、特に問題の契約が他の契約と非常に密接な関係があるかどうか検討されるべきである。
- (21) 法選択がなく、典型契約の一つとなるか又は契約の特徴的な給付を行う義務のある当事者の常居地国法となる事実があるかという点からは適用法が決定できないときは、最密接関係地国の法が準拠法となるべきである。そのような国を決めるためには、特に問題の契約が他の契約と非常に密接な関係があるかどうか検討されるべきである。
- (22) 物品運送契約の解釈については、ローマ条約第4条(4)の第三文を基本的には変更するものではない。従って単独航海備船契約及びその他物品運送を主たる目的とする契約は物品運送契約とみなされるべきである。本規則上は、“荷主 (consignor)”とは運送人と運送契約を締結する者を指し、“運送人 (carrier)”とは、自分自身が運送を行うかどうかは別にして、物品の運送義務ある契約の当事者を指す。
- (23) より弱いとみなされる当事者は、それが締結した契約について一般規則より有利な抵触法規則により保護されるべきである。
- (24) 特に消費者契約に関しては、比較的少額債務となる紛争の解決のための費用を削減するものであること及び通販技術の発展を考慮することができるものであるべきである。規則 (EC) No.44/2001 に矛

注7 OJL375,31.12.1985,3頁。指令は最近欧州議会と理事会指令2005/1/ECにより改正されている (OJL79,24.3.2005,9頁)

盾しないためには、消費者保護ルールが適用される一つの条件として、対象国に向けられた事業活動の概念に関するものであること、及びその概念は規則 (E C) No.44/2001 及び本規則と調和するよう解釈されることの二つが必要となる。それに関して、規則 (E C) No.44/2001 の第 15 条に関する欧州理事会と欧州委員会の共同宣言が、“第 15 条 (1) (c) が適用されるには、事業者がその活動の対象を消費者の居所の加盟国又はその加盟国を含むいくつかの加盟国に置いているというだけでは十分でない；また契約はその事業活動の枠内で締結されるものでなければならない”と述べていることに留意する必要がある。またその宣言では“インターネット・サイトは遠隔契約を誘引するもので、契約はいかなる方法によるかと問わず遠隔地で締結されたという要素はあるが、インターネット・サイトにアクセス可能であるというだけでは第 15 条が適用されるには十分でない。この点、ウェブ・サイトが使う言語あるいは通貨も関係要素にはならない”と述べている。

- (25) 消費者は、合意により排除できない常居所国の消費者規則により保護されねばならない。但し、事業者がその特定国において事業または職業活動の結果、消費者契約が締結されたものであること。もし事業者が、消費者の常居所国で事業または職業活動を行っていないが、何らかの手段でその国又はその国を含む数カ国に向けて活動し、そのような活動の結果、契約が締結される場合、同様の保証がなされるべきである。
- (26) 本規則の目的のため、指令 2004/39/EC の付属書 I 第 A 項及び B 項に規定されているような事業者が消費者に提供する投資サービス、活動及び付随サービスのような金融サービス、及び集団投資スキーム・ユニット販売に関する契約 (流通証券への集団投資スキーム (UCITS) 注7 に関する法、規則及び行政規定の調整に関する 1985 年 12 月 20 日の理事会指令 85/611/EEC で規律されるかどうかに関らず) は、本規則第 6 条に従うべきである。その結果、流通証券の発行若しくは一般公募についての諸条件又は集団投資スキームの引受け及び償還を参照する場合、発行者若しくは消費者への公募者を拘束する部分はすべて含むべきであるが、金融サービスの提供の部分については含むべきでない。

注8 OJL 280, 29.10.1994, 83  
頁

注9 OJL 166, 11.6.1998, 45 頁

- (27) 消費者契約のための一般抵触法原則に対しいくつかの例外がある。その中の例外の一つは、契約が時間割ベースでの不動産使用権の購入契約のある局面についての購入者の保護に関する 1994 年 10 月 26 日の欧州議会及び理事会指令 94/47/EC 注8 で意味するところの時間割ベースでの不動産使用権に関する契約でない場合、一般原則は不動産の物権的権利又は賃貸借権に関する契約には適用がないことである。
- (28) 金融商品の権利・義務が、消費者契約に適用される一般原則で処理されないようにすることは重要である。さもないと発行される金融商品それぞれに異なった法律が適用されることになり、そうなるとその性質を変えてしまい、互換可能取引（ファンジブル・トレーディング）の売出しが妨げられることになる。同様に、そのような金融商品が発行され又は売出される時は、発行若しくは売出し条件の統一性を確保する必要から、発行者若しくは売出し者と消費者の間で確立された契約関係に、消費者の常居地国法を強制的に適用することには必ずしもならない。同じ原則が第 4 条 (1) (h) で規定される多角的システムに対しても適用される。そこでは、適用されるルールが消費者の常居地国法がそのシステム内で若しくはそのシステム・オペレーターと締結した契約に介入しないことが確保されなければならない
- (29) 本規則の目的のため、発行、一般公募又は流通証券の一般公開買付を規律する条件となる権利・義務を参照する場合、及び集団投資スキームのユニット引受及び償還を参照する場合は、規制条件、特に引受予定超過の場合の証券若しくはユニットの割当権、撤回権及び公募に関連した同様な事項及び第 10 条、11 条及び 12 条に書かれた事項が含まれるべきである。また消費者に対する発行者若しくは公募者を拘束する募集の全ての関係の契約的部分の準拠法が単一の法律となることを確保すべきである。
- (30) 本規則の目的のため、金融商品及び流通証券とは、指令 2004/39/EC の第 4 条で定義された商品をいう。
- (31) 本規則は、支払と証券決済システムの決済ファイナリティーに関する 1998 年 5 月 19 日の欧州議会と理事会指令 98/26/EC 注9 の第 2 条 (a)

- 号の下でシステムとして選ばれた正式な取り決めの運用を妨げてはならない。
- (32) 運送及び保険契約の特別の性質に基づき、特別規定により旅客及び保険証券保有者の適切なレベルの保護が確保されなければならない。従って、第6条はこのような特定契約に関しては適用されるべきでない。
- (33) 大きな危険を担保するものでない保険契約が複数の危険を担保する場合で、少なくとも危険の一つが加盟国一ヶ国に存在し、また少なくとも一つは第三国にある場合、本規則の保険契約に関する特別ルールは関係加盟国に存在する危険のみに対して適用されるべきである。
- (34) 個人の雇用契約に関するルールは、サービスの提供の仕組みの中での労働者の配置に関する1996年12月16日の欧州議会と理事会指令96/71/EC注10に従い、労働者が配置された国の優先的強行規定の適用を妨げるものではない。
- (35) 従業員は、合意により免除できない規定又は従業員の有利になるようにのみ免除できる規定によって付与された保護を奪われない。
- (36) 個人の雇用契約について、もし従業員が海外で仕事をを行った後に本国で仕事を再開することが予定されている場合は、他の国で行われた仕事は一時的なものとみなされる。元の雇用者又は元の雇用者と同じグループの会社の雇用者と新しい雇用契約を締結する場合は、従業員が他の国で一時的に仕事をを行ったとみなされることを排除するものではない。
- (37) 公共の利益を考慮することは、例外的状況の場合、公序及び優先的強行規定に基づき例外を適用する権限を裁判所に与えることを正当化するものである。“優先的強行規定”の概念は、“合意により免除されることができない規定”という表現とは区別され、より制限的に解釈すべきである。
- (38) 任意債権譲渡に関連して、その物権法部分と債務法の部分が区別して取り扱われるような法体系の下でも、“関係”という用語は、第14

条(1)が、譲渡人及び譲受人間においては、譲渡の物権法部分にも適用されることを明確しなければならない。しかし“関係”という用語は、譲渡人と譲受人との間に存在するいかなる関係にも及ぶと理解されるべきではない。特に任意の債権譲渡又は契約代位に関する予備的問題を含むべきでない。この用語は、問題となる任意の債権譲渡又は契約代位に直接関わる部分に厳密に限定されるべきである。

- (39) 法的明確性のために、特に会社及びその他の法人若しくは法人格なき社団のために、常居所の明確な定義があるべきである。三つの基準を打ち立てた規則(EC) No.44/2001の第60条(1)とは異なり、抵触法原則は、単一の基準で行くべきである；そうでないと、当事者は自分達の状況に適用される法律を予測することができなくなるであろう。
- (40) 抵触法原則がいくつかの法規に分散していて、これらの原則の間に矛盾があるような事態は避けなければならない。しかし、本規則は、特定事項に関して共同体法規定の中に契約債務に関する抵触法原則が含まれる可能性を排除するものではない。

本規則は、本規則の原則に従って選択された法と一緒に適用できないものである限り、域内市場が適切に機能するようにと規定した他の法規の適用を妨げるものではない。本規則の原則により選択された適用法規を適用したとしても、域内市場における情報社会のある法的側面、特に電子商に関する2000年6月8日の欧州議会と理事会の指令2000/31/EC(電子商に関する指令注11)のような共同体法により規制される物品及びサービスの自由な移動を制限してはならない。

- (41) 加盟国が加入している国際的な約束を尊重するということは、本規定が採択された時、本規定が、複数の加盟国が当事者である国際条約に影響を与えてはならないということの意味する。この原則をもっと分かりやすくするために、欧州委員会は加盟国から提供された情報を基に、欧州連合の官報に關係条約のリストを公表するものとする。

注12 (訳者コメント) 現在英国政府は、不参加方針を撤回し、参加する方向で Consultation Paper を発表した。

- (42) 欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対して、加盟国が、個々の例外的な場合において、自分のために、第三国と地域的なことに関して、契約債務の適用法に関する規定を含む協定を交渉し、締結することを可能とする手続及び条件についての提案を提出する。
- (43) 本規則の目的が加盟国では十分達成できないが、本規則の規模及び効果からみて共同体レベルでよりうまく達成できる場合、共同体は共同体条約第5条のサブシディアリティー（補完性）の原則に従って措置を決定できる。本規則は、当該条項に書かれているプロポーショナリティー（比例制）の原則に従って、その目的を達するために必要な限度を超えていることはない。
- (44) 欧州連合条約及び欧州共同体設立条約に付属されている連合王国とアイルランドの地位に関する議定書第3条に従い、アイルランドは、本規則の採択及び適用に参加する希望を通知した。
- (45) 欧州連合条約及び欧州共同体設立条約に付属されている連合王国とアイルランドの地位に関する議定書第1条及び2条に従い、またこの議定書第4条の規定の適用を妨げることなく、連合王国は、本規則の採択に参加しない。また本規則に拘束されたり、これを適用する義務はない注12。
- (46) 欧州連合条約及び欧州共同体設立条約に付属されているデンマークの地位に関する議定書第1条及び2条に従い、デンマークは、本規則の採択に参加しない。また本規則に拘束されたり、これを適用する義務はない。

## 第 I 章 適用範囲

### 第 1 条 実質的適用範囲

1. 本規則は、法の抵触に関する民事及び商事の契約債務に対して適用される。

注13 OJL345、19.12.2002、1頁、  
指令は2007/44/ECにより  
最近改正されている。

これは、特に、歳入、関税又は行政事項に対しては適用されない。

2. 次の事項は、本規則の範囲から排除される：

- (a) 第13条の規定を妨げることなく、自然人の身分又は能力の問題
- (b) 扶養義務など、家族関係（及び法により同等の効果が認められる関係）から生ずる義務
- (c) 夫婦（及び法によりこれと同等の効果が認められる関係の）財産制、遺言、相続から生ずる義務
- (d) 為替手形、小切手の、約束手形及びその他の流通証券（その義務が流通性から生ずる場合に限る）から生ずる義務
- (e) 仲裁合意及び裁判所の選択に関する合意
- (f) 会社、その他の法人又は法人格なき団体の、登記その他による設立、法人能力、内部組織、解散、及び会社又は団体の義務についての役員又は構成員の人的責任など、会社及びその他の法人又は法人格なき団体の法が適用される問題
- (g) 代理人が本人を拘束することができるかどうか、又は機関が会社又は法人若しくは法人格なき団体を拘束することができるかという問題
- (h) 信託の設定及び設定者、受託者及び受益者間の関係
- (i) 契約締結前の取引から生ずる義務
- (j) 生命保険注13に関する2002年11月5日の欧州議会及び理事会の指令2002/83/ECの第2条で規定されている事業者以外の組織が行っている活動から生じる保険契約（その目的は、事業者又は事業者グループに所属しているか、商人又はそのグループに所属している被用者又は自営業者の死亡又は存続の場合、又は事業の中止又は削減の場合、又は仕事に関連した疾病若しくは事故の場合、彼らに保険金を交付するとするもの）

3. 本規則は、第18条の規定を妨げることなく、証拠及び手続に対して適用されない。

4. 本規則において、「加盟国」とは、本規則が適用される加盟国をいう。しかし第3条（4）項及び第7条については、同用語は全ての加盟国をさす。

## 第2条 統一的適用

本規則で指定される法は、加盟国の法であるか否かを問わず適用される。

## 第II章 統一規則

### 第3条 法選択の自由

1. 契約は当事者が選択した法により規律される。その選択は明示でなされるか、又は契約条項若しくは個々の状況によって、明確に証明されるものでなければならない。当事者は自らの選択により、契約の全部又は一部のみに適用されるべき法を選ぶことができる。
2. 当事者は、本条において行った選択、又は本規則の他の条項によって決定した契約準拠法がある場合でも、いつでもこれ以外の法を準拠法とすることを合意することができる。契約締結後に適用されるべき法を変更しても、第11条に定める方式の有効性を妨げるものでなく、また第三者の権利を害するものではない。
3. 選択時に、関連する他のすべての要素が、法選択された国以外の一ヶ国に存在する場合、当事者が法選択したとしても、この選択国以外のその他の国の、合意で免除できない法規定の適用を妨げるものではない。
4. 選択時に、関連する他のすべての要素が、複数の加盟国に存在する場合、当事者が加盟国法以外の適用法を選択したとしても、法廷地となる加盟国で履行されるのが適切な場合、共同体の、合意で免除できない法規定の適用を妨げるものではない。
5. 適用法の選択に関する当事者の合意の成立及び有効性は、第10条、11条及び13条の規定に従って決定されなければならない。

## 第4条

## 法選択がない場合の適用法

1. 契約適用法が第3条により選択されなかった場合に限り、また第5条から8条の適用を妨げることなく、契約の準拠法は次のように決定される。
  - (a) 物品売買契約は、売主の常居所地国法が準拠法となる。
  - (b) 役務提供契約は、役務提供者の常居所地国法が準拠法となる。
  - (c) 不動産の物権的権利に関する契約、不動産賃借権についての契約は、不動産所在地国法が準拠法となる。
  - (d) 第(c)号にかかわらず、6ヶ月以下の期間の一時的な私的使用のために締結され不動産賃借は、家主の常居所地国法が準拠法となる。ただし賃借人が自然人で、その常居所地が同じ国であること。
  - (e) フランチャイズ契約は、フランチャイジーの常居所地国法が準拠法となる。
  - (f) 販売店契約は、販売店の常居所地国法が準拠法となる。
  - (g) 競売による物品売買契約は、競売が行われる地が確定できる場合、競売地法が準拠法となる。
  - (h) 指令2004/39/ECの第4条1項(17)号で定義された金融商品を売買する複数の第三者をまとめて処理するか、又はまとめて処理することを促進する多角的なシステムの中で、強行規則に従って締結された契約で、準拠法が単一法である場合、その法が準拠法となる。
2. 契約が第1項にあたらない場合、または契約の要素が第1項の(a)号から(h)号の一つ以上に入る場合、契約の特徴的な給付を行う当事者の常居所地国法が準拠法となる。
3. 個別のすべての状況からみて契約が第1項または2項で示された国以外の他の国とより明らかに密接に関連していることが明白なときは、その他の国の法が適用される。
4. 適用法が第1項または2項で決定できないときは、最も密接に関連している国の法が契約の準拠法となる。

## 第5条 運送契約

1. 第3条に従って物品運送契約に適用される法が選択されなかった場合に限り、運送人の常居所地国法が適用法となる。但し受領地若しくは引渡地又は荷主の常居所が同じ国になければならない。もしこれらの要件が満たされないときは、当事者による約定引渡地が存在する国の法が適用される。
2. 下記第二段に従って旅客運送契約に適用される法が選択されなかった場合に限り、旅客の常居所地国法が適用法となる。但し出発地又は到着地が同じ国になければならない。もしこれらの要件が満たされないときは、運送人の常居所地国法が適用される。

第3条に従い当事者は、旅客運送契約の適用法について、次の国の法のみを選択することができる。

- (a) 旅客の常居所地
  - (b) 運送人の常居所地
  - (c) 運送人の経営中心地
  - (d) 出発地
  - (e) 到着地
3. 法選択がない場合において、個別のすべての状況からみて、契約が第1項または2項で示された国以外の他の国とより明らかに密接に関連していることが明白であるときは、その他の国の法が適用される。

## 第6条 消費者契約

1. 第5条及び7条の適用を妨げることなく、自分の事業又は職業外であるとみなされる目的のために、ある自然人（“消費者”）が、自分の事業又は職業として行動している他の人（“事業者”）との間で締結する契約の準拠法は、消費者の常居所地国法とする。但し事業者が：
  - (a) 消費者の常居所地国において事業又は職業活動を行なっていること、又は

- (b) 何らかの方法で、そのような活動をその国若しくはその国を含むいくつかの国に向けて行なっていること
- そして、契約がそのような活動の範囲のものであることが必要である。
2. 第1項にかかわらず、当事者は、第3条に従い、第1項の要件に合致する契約に適用される法を選択することができる。しかし、そのような法選択をすることで、それがなかった場合、第1項を基に適用されるはずの法における、合意で免除できない法規定により消費者に付与されている保護を消費者から奪う結果となるようなものであってはならない。
  3. もし第1項 (a) 号若しくは (b) 号の要求に合致しない場合、消費者及び事業者との間の契約の適用法は、第3条及び4条に従って決定される。
  4. 第1項及び2項は、次の場合には適用されない
    - (a) サービスが消費者の常居所地国以外の他の国でのみ消費者に提供される場合のサービス提供契約；
    - (b) パッケージ旅行、パッケージ休暇及びパッケージ・ツアーに関する1990年6月13日の理事会指令90/314/EECでのパッケージ旅行に関する契約以外の旅客運送契約<sup>注14</sup>；
    - (c) 指令94/47/ECでの時間割りベースの不動産使用契約以外の不動産の物権的権利又は賃借権に関する契約
    - (d) 金融サービスの提供にあたらぬ金融商品、新規発行若しくは申入れ条件を構成する権利・義務、流通証券の一般公募、及び集团的投信ユニットの引受及び償還
    - (e) 第4条(1)(h)の範囲に入るシステムの中で締結される契約

## 第7条

### 保険契約

1. 本条は、担保される危険が加盟国一ヶ国に存在するか否かを問わず、第2項に規定される契約に適用され、また加盟国の域内に存在する危険を担保するすべてのその他の保険契約に適用される。再保険契約には適用がない。

注15 OJL228、16.8.1973、3 頁。  
指令は、欧州議会及び理事会  
指令 2005/68/EC (OJL323、  
9.12.2005、1 頁) により最  
近改正されている。

2. 生命保険注15 以外の、直接保険の事業の開始、運営に関する法、規則、行政規定の調整に関する 1973 年 7 月 24 日の第一次理事会指令 73/239/EEC の第 5 条 (d) で定義される大きな危険を担保する保険契約の準拠法は、本規則第 3 条に従い当事者が選択した法による。

当事者の選択した適用法がない場合に限り、保険契約の準拠法は、保険者の常居所地国法による。個別のすべての状況からみて、契約が他の国とより明らかに密接に関連していることが明白であるときは、その他の国の法が適用される。

3. 第 2 項の契約以外の保険契約の場合、第 3 条に従い、当事者は次の法のみを選択することができる。

- (a) 契約締結時に危険が存在している加盟国法
- (b) 保険証券保有者の常居所地国法
- (c) 生命保険の場合、証券保有者の本国法である加盟国法
- (d) 危険が存在する加盟国以外の加盟国で発生する事由に限定される危険を担保する保険契約の場合、その加盟国法
- (e) 本項における契約の保険証券保有者が商業若しくは産業活動又は自由職に従事し、保険契約が、そのような活動に関連して、異なる加盟国に存在する二つ以上の危険を担保する場合、関係の加盟国法又は証券保有者の常居所地国法

(a)、(b) 若しくは (c) 号に記載の場合、そこでの加盟国が保険契約の適用法の選択をより自由に認めている場合、当事者はそれに従うことができる。

本項に従って当事者が適用法について選択しなかった場合に限り、そのような契約の準拠法は、契約締結時に危険が存在する加盟国法である。

4. 加盟国が付保義務を課している危険を担保する保険契約については、次の追加の規則が適用される

- (a) 付保義務を課している加盟国により定められた保険に関する特別規定に従うのであれば、保険契約はその義務を満したことになる。危険が存在する加盟国法と付保義務を課している加盟

注16 OJL172、4.7.1988、1頁。  
指令は、欧州議会及び理事会  
指令 2005/14/EC (OJL149、  
11.6.2005、14頁) により最  
近改正されている。

国法が矛盾する場合は、後者が優先する。

(b) 加盟国は、第2項及び3項を排除して、保険契約の準拠法は付保義務を課している加盟国法と定めることができる。

5. 第3項第三段及び第4項の目的のためには、契約が二カ国以上の加盟国に存在する危険を担保している場合、関連する加盟国一カ国についての契約いくつかが集まって構成されているものとみなされる。
6. 本条の目的のために、危険が存在している国は、生命保険以外の、直接保険事業の開始、運営に関して、またサービス供与の自由の効果的な行使のための規定を定める法、規則、行政規定の調整に関する1973年7月24日の第二次理事会指令73/239/EEC注16の第2条(d)に従い決定される。生命保険の場合、危険が存在する国とは、指令2002/83/ECの第1条(1)(g)の意味におけるコミットメントの国である。

## 第8条

### 個人労働契約

1. 個人労働契約の準拠法は、第3条に従い当事者の選択した法とする。しかし、そのような法選択をすることで、それがなかった場合、本条第2項、3項及び4項に従い適用されるはずの法における、合意で免除できない規定により労働者に付与される保護を労働者から奪うようなものであってはならない。
2. 当事者により個人労働契約の適用法が選択されなかった場合に限り、労働者がある国において又はその国から、契約の履行として常時労務提供を行なうときは、その国の法を契約準拠法とする。もし臨時に他の国で雇用されたとしても、労務提供が常時行なわれる国が変更されたとは推定されない。
3. 第2項に従い適用法が決定できない場合、契約の準拠法は、労働者が雇用されている事業所の存在地国法とする。
4. 全体の状況からみて、契約が第2項または3項で示された国以外の他の国とより密接に関連しているときは、その他の国の法が適用される。

## 第9条

## 優先的な強行規定

1. 優先的な強行規定とは、ある国にとり、政治的、社会的又は経済的組織のように、その適用範囲においては、本規則における契約適用法に拘わらず適用されるほどに、公益を守るために重大であるとみなされる条項である。
2. 本規則は法廷地法における優先的強行規定の適用を制限するものではない。
3. 契約債務履行国の優先的強行規定が契約の履行を違法としている場合に限り、その優先的強行規定を認めることができる。それを認めるか否かを判断する場合、その性質、目的及び適用または不適用の結果を考慮しなければならない。

## 第10条

## 同意及び実質的有効性

1. 契約又は契約条項の成立及び有効性は、もし契約又は条項が有効であったならば準拠することになる法により決定されなければならない。
2. しかしながら、もしある当事者が第1項で規定する準拠法により自分の行動の効果を決定することが合理的でないと思われる場合、自分が同意しなかったことを立証するため彼の常居所地国法を援用することができる。

## 第11条

## 方式の有効性

1. 契約締結時に当事者若しくはその代理人が同一の国に所在する者の間で締結された契約の方式は、もし本規則における実体上の準拠法又は契約締結国法における方式要件に適合している場合、有効とする。
2. 契約締結時に当事者又はその代理人が異なった国に所在する者の間で締結された契約の方式は、もし本規則における実体上の準拠法又は契

約締結時におけるいずれかの当事者若しくはその代理人の所在地国法又はそれらの常居所地国法における方式要件に適合している場合、有効とする。

3. 既存の又はこれからの契約に関して法的効果を意図した単独行為については、もし本規則における実体上の準拠法又は単独行為地国法において、又はその時の行為者の常居所地国法において、方式要件が満たされていれば、方式は有効とする。
4. 本条第1項、2項及び3項は、第6条の範囲に入る契約には適用されない。そのような契約の方式に関する準拠法は消費者の常居所地国法とする。
5. 第1項から4項にかかわらず、不動産の物権的権利または不動産の賃貸借を主たる目的とする契約は、次の場合、不動産の所在国法での方式要件に従う。
  - (a) そのような方式要件が契約締結地国にかかわらず、また契約準拠法にかかわらず要求されていること；及び
  - (b) そのような方式要件が合意で排除できないこと

## 第12条

### 適用法の範囲

1. 本規則により契約に適用される法は、特に次の事項を規律する。
  - (a) 解釈
  - (b) 履行
  - (c) 手続法により裁判所に与えられた権限の限界内で、全部又は一部の債務不履行の効果（法規で規定される場合に限り損害額算定を含む）
  - (d) 様々な債務の消滅態様、時効及び出訴制限
  - (e) 契約無効の効果
2. 履行態様及び不完全履行の場合の採るべき手段については、履行地国法を考慮する。

## 第13条

## 無能力

同一国にいる者の間で締結された契約で、その国の法においては能力があるとされる自然人は、もし他方の契約当事者が契約締結時に無能力に気がつき、又は過失によりそれに気が付かなかった場合に限り、締約地以外の法に基づき自己の無能力を主張することができる。

## 第14条

## 任意の債権譲渡及び契約代位

1. 任意の債権譲渡又は他の者（“債務者”）に対する債権の契約代位についての譲渡人と譲受人の関係についての準拠法は、本規則の下での譲渡人及び譲受人間の契約の適用法とする。
2. 債権譲渡された又は代位された債権に適用される準拠法は、債権の譲渡可能性、譲受人と債務者との関係、債務者に対し譲渡又は代位を主張できる条件及び債務者の弁済要件についても決定する。
3. 本条の債権譲渡の概念は、債権の直接の譲渡、及び担保、質権その他の債権担保としての債権譲渡を含む。

## 第15条

## 法的代位権

ある者（“債権者”）が他の者（“債務者”）に対して契約上の債権があり、第三者が債権者に対し弁済義務がある場合又は実際に債権者に債務の弁済を実行した場合、その第三者の弁済義務に適用される準拠法は、債権者・債務者関係の準拠法の下で債権者が債務者に対して有している権利を第三者が債務者に対して行使できるかどうか、及びその範囲について決定する。

## 第16条

## 複数債務

債権者がもし同じ債権について複数の債務者に債権を有する場合で、その債務者の一人が債権の全部又は一部を既に弁済したときは、債務者の債権

者に対する債務に適用される準拠法が、その債務者が他の債務者に対する償還請求権にも適用される。他の債務者は、債権者に対する債務に適用される準拠法により許された場合に限り、債権者に対する抗弁権を行使することができる。

## 第 17 条

### 相殺

相殺権が当事者により合意されなかった場合、相殺に関する準拠法は、受働債権に適用される法が準拠法となる。

## 第 18 条

### 立証責任

1. 本規則において契約債務に適用される準拠法は、契約債務に関して、それが法律上の推定又は立証責任規則を含んでいる範囲で適用される。
2. 契約又は法律行為は、法廷地法により、又は契約又は行為の方式の有効性についての第 11 条が定める法により、認められたいかなる方法によっても立証することができる。但しそのような立証方法が、その法廷において取り扱うことができるものであることを要する。

## 第 II 章

### その他の規定

## 第 19 条

### 常居所

1. 本規則の目的上、会社、その他の法人格ある又は法人格なき団体の常居所は経営の中心地である。

事業活動を行っている自然人の常居所は、彼の主たる営業地である。

2. 契約が、支店、代理人又はその他の施設の活動に関して締結された場合、又は、もし契約履行について支店、代理人又は施設が責任を持ってい

る場合、支店、代理人、又はその他の施設が存在している場所が常居所地とみなされる。

3. 常居所を決定するために、関係時点とは、契約締結時である。

## 第 20 条

### 反致の排除

本規則で特定される国の法を適用するというのは、本規則で別段の定めがない限り、国際私法規則以外のその国で現に効力を有する法規を適用することを意味する。

## 第 21 条

### 法廷地の公序

本規則で特定される国の法規は、もしそれが法廷地の公の政策（“公序”）に明らかに反する場合に限り、適用を拒否することができる。

## 第 22 条

### 複数の法体系を持つ国

1. ある国が、契約債務について、それぞれ独自の法規則を有する複数の地域単位により構成される場合、本規則で適用される法を特定する目的のためには、各地域単位は一国とみなされる。
2. 異なった地域単位が契約債務義務について独自の法規を有する加盟国は、その地域単位の法の抵触だけの問題については本規則を適用する義務を負わない。

## 第 23 条

### 共同体法の他の規定との関係

第 7 条を除き、本規則は、特定の事項について契約債務に関する抵触法規則を規定している共同体法の規定の適用を妨げるものではない。

\*1 OJ: 本規則の採択日から  
12ヶ月目の日を挿入のこと

## 第24条

### ローマ条約との関係

1. 本規則は、ローマ条約の適用地域範囲に入る加盟国の地域に関するものを除き（この場合、本規則は共同体条約第299条に従い適用されない）、本規則は加盟国においてローマ条約に置き換わるものである。
2. 本規則がローマ条約の規定と置き換わる場合に限り、ローマ条約への言及は、本規則への言及と了解されねばならない。

## 第25条

### 既存の国際条約との関係

1. 本規則は、複数の加盟国が本規則採択時に当事者となっていて、契約債務に関する抵触法規則を規定している国際条約の適用を妨げるものでない。
2. しかし、本規則は、加盟国間においては、そのような条約が本規則で規定する事項に関するものである限り、複数の加盟国間のみで締結されている条約に優先する。

## 第26条

### 条約のリスト

1. ……\*1（訳者注：原文とは異なるが、\*に通し番号を付した。）までに加盟国は、欧州委員会に対し、第25条1項で規定される条約について通知を行わなければならない。その日経過後、加盟国は欧州委員会に対して、そのような条約全ての失効通知をしなければならない。
2. 第1項の通知の受領後6ヶ月以内に、欧州委員会は、欧州連合の官報（Official Journal）に次のことを公表する：
  - (a) 第1項の条約リスト
  - (b) 第1項の失効通知

- \*2 OJ：本規則の採択日から5年  
目の日を挿入のこと
- \*3 OJ：本規則の採択日から2年  
目の日を挿入のこと
- \*4 OJ：本規則の採択日から  
18ヶ月目の日を挿入のこと
- \*5 OJ：本規則の採択日から  
18ヶ月目の日を挿入のこと
- \*6 OJ：本規則の採択日から  
12ヶ月目の日を挿入のこと

## 第27条

### 見直し条項

1. …\*2までに、欧州委員会は、欧州議会、理事会及び欧州経済・社会委員会に対して、本規則の適用に関する報告書を提出しなければならない。もし適切なら、報告書では本規則の修正提案も付けること。報告書には次の事項を含むことを要する。
  - (a) 保険契約への適用法に関する調査と導入される規定のインパクト評価
  - (b) 第6条の適用、特に消費者保護の分野における共同体法の一貫性についての評価
2. …\*3までに、欧州委員会は、欧州議会、理事会及び欧州経済・社会委員会に対して、第三者に対する債権譲渡又は代位の有効性問題、及び譲渡若しくは代位された債権について第三者の権利に対する優先権問題に関する報告書を提出しなければならない。もし適切なら、報告書では本規則の修正提案と導入される規定のインパクト評価も付けること。

## 第28条

### 適用時期

本規則は、…\*4以降に締結される契約に適用される。

## 第IV章 最終章

### 第29条

#### 発効日及び適用

本規則は欧州連合の官報（Official Journal）で発表した20日後に発効する。これは、…\*5から適用される第26条を除き、…\*6から適用される。

本規則は欧州共同体設立条約に従い加盟国全体に拘束力を有し、また直接に適用される。

欧州議会  
議長

欧州理事会  
理事長

